資産と費用の区分誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|--------|---|----------|--|--|
| 堺支援学校 | 増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、 資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。 | | | ! について、修正を行った。 また、会計局会計指導課あて 修正依頼を行い、財務諸表上の 修正処理を受けた。 |
| | 1 工事完了日:令和3年7月28日(検査日:令和3年7月28日) | | 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) | |
| | 工事名称 | 金額 | 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 (1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 (2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 | |
| | 健康観察室 一般電話機増設工事 | 41,800円 | | |
| | 2 工事完了日:令和3年6月1日(検査日:令表 | 和3年6月2日) | | |
| | 工事名称 | 金額 | | |
| | 小学部 5年2組 一般電話機増設工事 | 58, 300円 | | |
| | | | (台帳価格) 第12条 台帳に登録する取得価額(一円に満たない場合は一円とする。)は、次の各号によるものとする。 (1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4 「固定資産計上基準表」のとおりとする。 | |
| | | | 「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針) 1. 取得時点での取引価格(購入代価等)だけではなく、そ | |
| | | | の財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。 | |
| | | | 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増 すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場 合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 | |

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年10月3日から令和5年1月31日まで)